

ずわいがに日本海系群B海域に関するずわいがに漁業の資源管理協定

協定発効日 令和4年4月1日

（目的）

第1条 本協定は、ずわいがに日本海系群B海域の管理に関して、大臣管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲可能量の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ずわいがに日本海系群B海域 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2－19に定めるずわいがに日本海系群B海域をいう。
- 二 ずわいがに漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第15号に掲げるずわいがに漁業をいう。
- 三 操業 ずわいがに日本海系群B海域の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四 水ガニ 雄ガニのうち、脱皮後の殻が柔らかいものをいう。

（本協定の対象）

第3条 本協定の対象となる水域は、資源管理基本方針別紙2－19の第5の1（1）①に定める水域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、ずわいがに日本海系群B海域とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、ずわいがに漁業とする。

（資源管理の目標）

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙2－19に定める目標とする。

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組み）

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に配分された大臣管理漁獲可能量の9割に達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日までずわいがに日本海系群B海域を対象とする操業を取り止めるものとする。
- 二 水ガニ保護のため、10月の操業は禁止し、11月以降の操業で水ガニの混獲があった場合は、船上ですみやかに放流するものとする。

（取組の履行確認に関する事項）

- 第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
 - 3 第1項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
 - 4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、市場伝票及び操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

- 第7条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第52条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

- 第8条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了の年度に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、ずわいがに日本海系群B海域の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
 - 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

- 第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加

者間で調査及び協議する。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、本協定の全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

- 第 10 条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

- 第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）

- 第 12 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の全会一致で決する。

（その他）

- 第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。